

静岡県商店街振興及び活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、商業者等が行う諸活動が地域社会の発展及び活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより、商店街の振興及び活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商店街において事業を営む者及び商業施設を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合その他商店街の振興及び活性化を目的として商業者等が組織する団体をいう。

(商業者等の責務)

第3条 商業者等は、商店街の振興及び活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。
2 商業者等は、商店会が実施する商店街の振興及び活性化を図るための事業並びに地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業及び地域貢献等の取組に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、市町と連携して、商店街の振興及び活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

県内商業者から

「静岡県商店街振興及び活性化条例」が制定され、「ふじのくに」の商店街が県民のコミュニティづくりに、もっともって頑張れる力を与えられたと感謝しております。

大型店、チェーン店の皆様にもご加入をいただくことで、商店街活動に新風が吹き込まれ、未来に拓かれた身近な夢空間に成長できると期待しています。

人と人が繋がる街づくりにさらなるご協力をお願いいたします。

静岡県商店街振興組合連合会
理事長 増田 恭子

県議会全会一致で承認されました「静岡県商店街振興及び活性化条例」には、全県下の商業者に対し、「元気だせ! 頑張れ商業者! 地域の顔の街を再生せよ!!」と県民の願いが込められております。

平成に入り、コンビニ等量販店の規制なき出店により地域経済は地盤変動を起し、資金が地域に還元されなくなりました。

本条例により、コンビニ・大型店テナント群等の皆様が地域の団体にも加入し、観光・福祉・文化等の面で、町内会や商店街との協働活動をより一層図られます事を強く望むものであります。

静岡県商店会連盟連合会
会長 鈴木 利明

静岡県経済産業部商工業局地域産業課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL.054-221-2521



静岡県商店街振興 及び活性化条例

が制定されました

平成25年4月1日施行



静岡県